

舞鶴赤れんがハーフマラソン2019 協賛企業募集要項

舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会（「以下「実行委員会」という。）は、舞鶴赤れんがハーフマラソン2019（以下「ハーフマラソン」という。）の趣旨に賛同し、協賛していただける企業を募集します。

1 協賛企業とは

協賛の申込みを行い、ハーフマラソン実施のため使用することを目的として、金銭・物品協賛（1口5,000円以上）をしていただける企業・団体です。

2 協賛企業が得られる特典

（注意事項）社名・商標又は広告の掲載等については、次の基準に基づき、実行委員会の判断により表示の位置、順序を調整させていただきます。

①特別協賛 100,000円以上

- ・特別協賛としてスタートステージ上及び表彰式ステージに広告看板を設置します。（企業ロゴ等を掲示します。）
- ・大会プログラム(約3,400部)に広告ページ（A4カラー1ページ）を掲載
- ・大会の公式ホームページに社名または商標を掲載します。また、企業のホームページにリンクを貼ることができます。
- ・ゴール付近に企業旗・商品PR旗等を設置できます。
- ・参加確認通知書に企業名を掲載します。

②広告協賛

大会プログラム(約3,400部)に広告ページを掲載

黒1色	A4	1ページ	20,000円	縦26.5cm	×	横18.7cm
		3/4ページ	15,000円	縦20.0cm	×	横18.7cm
		1/2ページ	10,000円	縦13.2cm	×	横18.7cm
		1/4ページ	5,000円	縦6.5cm	×	横18.7cm

③写真撮影・販売協賛（1社のみ※応募者の中から、実行委員会が選定します。）

- ・大会写真の撮影・販売を行うことができます。
- ・写真販売広告（A4）をプログラムと同時に配布できます。
- ・大会プログラム(約3,400部)に広告ページを掲載できます。

（黒1色 A4 1/2ページ（縦13.2cm × 横18.7cm））

協賛 大募集

舞鶴赤れんが ハーフマラソン2019

10月14日(祝)、「舞鶴赤れんがハーフマラソン2019」が開催されます。

本大会は、全国から参加するランナーをサポーターの皆様、協賛企業・団体をはじめ、多くの関係者の皆様に支えていただきながら開催を続け、お陰をもちまして本市が誇るビッグイベントの一つに成長することができました。

今年も舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会では、第7回目を迎える「舞鶴赤れんがハーフマラソン2019」にご協賛していただける企業を募集します。

参加するランナーの皆様を温かい心でおもてなしをするためにも、ご協力をお願い致します。

●特別協賛 100,000円以上

大会のスタートステージや表彰ステージに企業ロゴを入れた広告看板を設置したり、大会プログラム(3,400部)にカラー1頁広告の掲載するなど協賛特典が満載です。

●広告協賛 5,000円～

大会プログラム(3,400部)にモノクロ1/4～1頁の大きさを掲載します。

●写真撮影・販売協賛 1社のみ

大会写真の撮影・販売を行うことができます。大会プログラムに広告を掲載します。

お問い合わせ先

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸1044

舞鶴市市民文化環境部地域づくり・文化スポーツ室

スポーツ振興課内

舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会事務局

電話 0773-66-1058 FAX 0773-62-9891

E-mail : suposin@city.maizuru.lg.jp

舞鶴赤れんがハーフマラソン2019 協賛申込書

- 3 申込方法 下記のいずれかによりお申し込みください。
- ・次のQRコードから必要事項を入力して申込。
 - ・右ページの協賛申込書を実行委員会へ郵送、FAX、メール等の方法で申込。
その場合、念のため実行委員会まで到達確認をお願いします。



平成 年 月 日
舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会 宛

舞鶴赤れんがハーフマラソン2019協賛企業募集要項に従い、下記のとおり協賛を申し込みます。

4 協賛金支払い方法

実行委員会口座への振り込みとします。指定の銀行口座に振り込んでください。
物品提供での協賛については、提供方法については別途調整させていただきます。
(お支払い期限は、お申し込み後1ヶ月以内。振込手数料は申込者でご負担願います。)
振込先 京都銀行 東舞鶴支店 普通口座 3694307
舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会 事務局長 岸本 淳子

5 協賛申込み受付期間

令和元年7月1日(月)から令和元年8月30日(金)までとします。
(写真撮影・販売協賛は令和元年8月2日(金)まで)
協賛企業が得られる特典の効力は、申込みが受理された日から発生し
令和元年10月31日(木)をもって消滅するものとします。

6 その他

- (1) 協賛を受理できない場合があります。協賛の可否は実行委員会で判断し、決定します。
- 【協賛を受理しない場合の例】
- ① 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ② 政治性及び宗教性のあるもの
 - ③ 法令・条例等の規程に違反または違反するおそれのあるもの
 - ④ 実行委員会がふさわしくないと判断したもの
- (2) 本大会がやむをえない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、ご承知おきください。
- (3) 掲載する広告、ロゴ等については、協賛者が完全製版のうえ、実行委員会にご提供願います。
- (4) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたります。

協賛の種類		(いずれかに○をしてください) ・特別協賛 ・広告協賛 ・写真撮影/販売協賛
協賛内容	内容	(いずれかに○をしてください) 金銭協賛 物品協賛(内容)
	金額	金 額 円
協賛特典について (協賛者名の掲載等)		(いずれかに○をしてください) 大会印刷物への名前の掲載等の協賛特典を、 希望する ・ 希望しない
協賛者情報		〒 住所 企業名(団体) ご担当者 電話番号 E-mail
その他(自由記述)		(上記の他、特に何かありましたらご記入ください)

【申し込み先】

舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会(事務局:舞鶴市スポーツ振興課内)
住所 〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044
連絡先 電話:0773-66-1058 FAX:0773-62-9891
Email: suposin@city.maizuru.lg.jp

【振込先】 京都銀行 東舞鶴支店 普通口座 3694307

舞鶴赤れんがハーフマラソン実行委員会 事務局長 岸本 淳子